

令和 7 年度 国営造成施設総合水利調整管理事業

和賀中部地区水利権変更協議資料作成業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

国営造成施設総合水利調整管理事業 和賀中部地区水利権変更協議資料作成業務（以下「本業務」という。）の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、本特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、一級河川北上川水系和賀川等における国営和賀中部農業水利事業の水利使用を変更するため、河川協議図書等を作成するものである。

(対象受益)

第1-3条

本業務の対象受益は、岩手県北上市、花巻市、胆沢郡金ヶ崎町地内で、【別紙1】位置図に示すとおりである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-4条

本業務の受注に当たり、会計令第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備 等

(一般事項)

第1-5条

業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- 1 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- 3 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条

管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	－
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－

（担当技術者）

第 1-7 条

担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。

（配置技術者の確認）

第 1-8 条

共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- 2 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

（保険加入）

第 1-9 条

受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

（対象施設）

第 2-1 条

本業務の対象施設は次のとおりである。

番号	施設名	河川名等	位 置
1	湯田ダム取水口	和賀川	岩手県和賀郡西和賀町杉名畑 45 地割 233 番 2 地先
2	夏油頭首工	夏油川	岩手県北上市和賀町岩崎 1 地割 46 番 6 地先
3	尻平頭首工	尻平川	岩手県花巻市尻平川 3 地割 81 番 6 地先
4	尻平川注水口	尻平川	岩手県北上市和賀町横川目 22 地割 244 番 13 地先

(適用する図書)

第 2-2 条

本業務における設計の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準」を優先して適用する。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

(参考図書)

第 2-3 条

参考にする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか次表によるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	農業農村整備事業のための河川協議の実務	公共事業通信社	平成 11 年 3 月 1 日

(貸与資料等)

第 2-4 条

貸与資料は次のとおりである。

番号	貸 与 資 料	数量	備 考
1	国営和賀中部農業水利事業 事業誌	1 式	
2	和賀中部国営造成土地改良施設整備事業 事業成績書	1 式	
3	平成 28 年度 和賀中部農業水利事業 和賀中部地区河川協議資料作成業務 成果品	1 式	
4	国営和賀中部農業水利事業 河川法第 23 条及び第 24 条に係る同法第 95 条の協議 協議図書 (変更)	1 式	最新協議書

また、上記以外に必要な資料がある場合は、監督職員と協議するものとする。

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第 2-5 条

第 2-3 条及び第 2-4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用い作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- (4) 貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は監督職員の指示を受けるものとする。
- (5) 貸与資料は、第三者に情報が漏洩しないようセキュリティ管理を徹底すること。

第 3 章 作業内容

(作業項目及び数量)

第 3-1 条

本業務の作業項目及び数量は次のとおりであり、詳細は【別紙 2】作業項目内訳表に示すとおりである。

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 準備作業	1 式	
2. 現地調査	1 式	
3. 基礎諸元整理及び転用位置図等の作成	1 式	現行水利権面積 3,384.2ha
4. 用水量計算等	1 式	
5. 点検取りまとめ	1 式	

(設計作業の留意点)

第 3-2 条

作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- 1 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- 2 第 2-4 条に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- 3 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 4 最終成果物の提出に伴い、業務全体の概要が理解できるダイジェスト版を作成するものとする。

第 4 章 打合せ

(打合せ)

第 4-1 条

共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せに管理技術者が出席するものとする。

- | | |
|-------|----------------------------|
| 初 回 | 当初打合せ（作業着手の段階） |
| 第 2 回 | 中間打合せ（受益面積、営農実態等の基礎諸元把握段階） |
| 第 3 回 | 中間打合せ（基礎諸元整理、用水量計算開始前段階） |
| 第 4 回 | 中間打合せ（用水計算結果取りまとめ前段階） |
| 最終回 | 最終打合せ（報告書原稿作成段階） |

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

また、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第 5 章 成果物

(成果物)

第 5-1 条

成果物を共通仕様書第 1-17 条に基づき作成した次のものを提出しなければならない。

- 1 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R） 正副 2 部

（成果物の提出先）

第 5-2 条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸 7-25 盛岡合同庁舎 3 階

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第 6 章 契約変更

（契約変更）

第 6-1 条

業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- 2 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- 3 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- 4 履行期間の変更が生じた場合
- 5 関係機関等対外的協議等により作業項目等に変更が生じた場合
- 6 その他

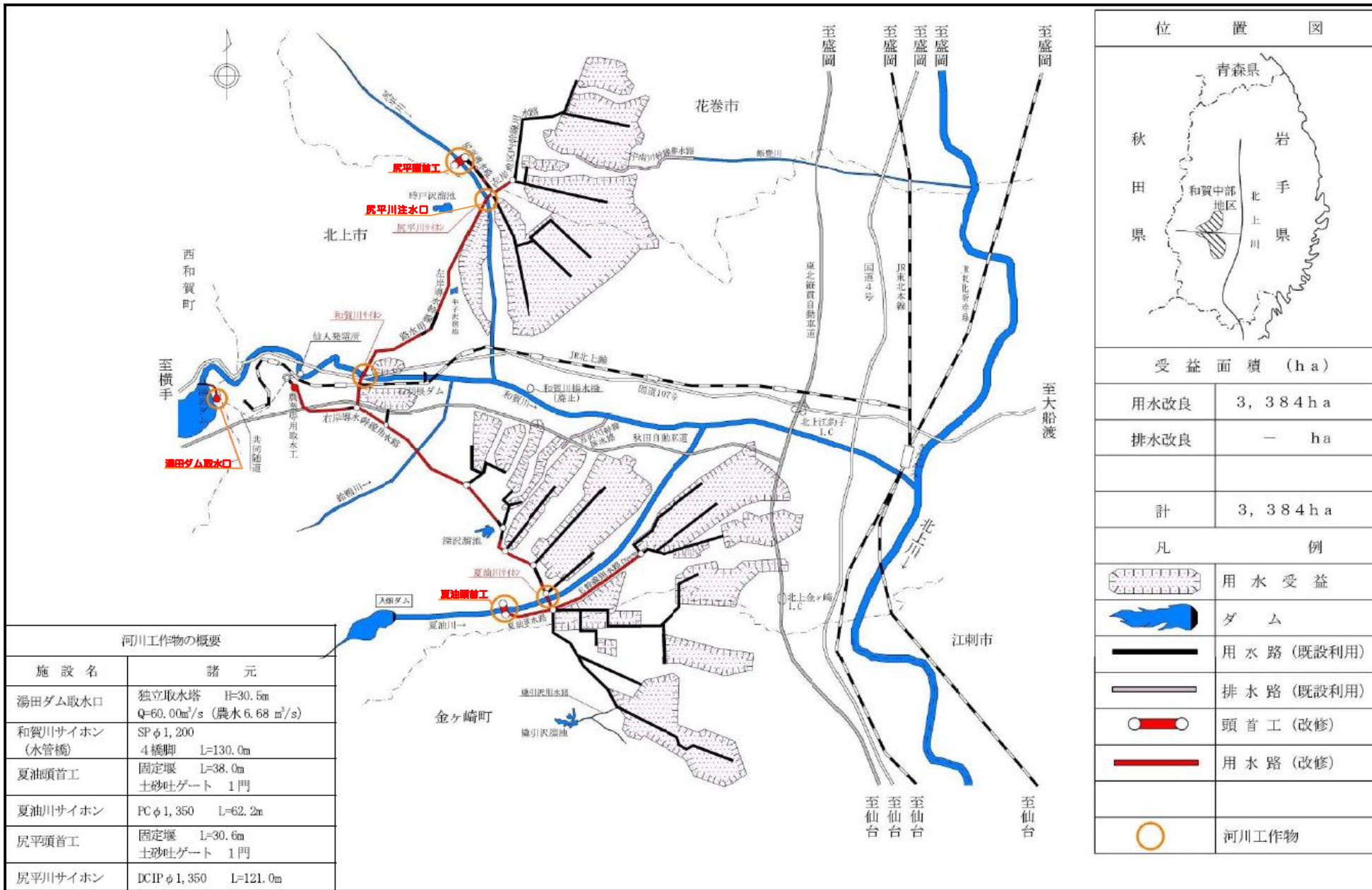
第 7 章 定めなき事項

（定めなき事項）

第 7-1 条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【別紙 1】 位置図



【別紙 2】

【作業項目内訳表】

作 業 項 目	作 業 内 容	作業実施	備 考
1. 準備作業	貸与資料を整理し、内容を把握するとともに作業計画を樹立する。	○	
2. 現地調査	地区内の用水系統を現地で確認するとともに、関係機関から受益面積及び水利用実態、要望等の聞き取り及び資料収集を行う。	○	
3. 基礎諸元整理及び転用位置図等の作成	貸与資料及び現地調査結果を踏まえ、転用面積、受益面積（令和 7 年 4 月 1 日時点）、至近 5 ヶ年の転作率、関係機関の要望を反映した基礎諸元を整理し、基礎諸元対比表、転用位置図等を作成する。	○	
4. 用水量計算等	3 の整理結果を基に用水量計算、水収支計算を行う。	○	
5. 点検取りまとめ	成果物の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	○	